

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年9月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第41号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第8条監察室の款中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例による事務の統轄に関する  
こと。

第8条監察室の款に次の1号を加える。

(6) 公正職務執行審議会に関すること。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)